

事 務 連 絡

令和 3 年 4 月 16 日

事 業 主
被 保 険 者 各 位

大阪府貨物運送健康保険組合

押 印 の 廃 止 に つ い て

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国の規制改革の一環として、令和 2 年 12 月 25 日に「押印を求める手続の見直し等のため厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」等が公布され、事業主等の押印を求めないよう要請があり、令和 3 年 3 月 24 日付の厚生労働省保険局長通知ならびに、令和 3 年 3 月 29 日付の健康保険組合連合会からの補足通知が発出されました。

これを受け、**当健康保険組合への届出書類への押印は、一部を除き不要**とし、下記のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 引き続き押印が必要な書類（主なもの）

- ・ 第三者行為の求償における添付書類（事故報告書・同意書・誓約書・念書・事故証明書入手不能理由書など）の「印」
- ・ 保険料口座振替納付(変更)申出書の「銀行印」
- ・ 高額療養費支給申請書、標準負担額減額認定申請書及び出産育児一時金支給申請書の「市区町村長の証明印」
- ・ レセプト開示請求手続きにおける被保険者（または遺族）と任意代理人の間で取り交わす「委任状の押印」

なお、電子申請においては、電子証明書や社会保険労務士の提出代行に関する証明書の添付が引き続き必要です。

2. 注意事項

- ・ 届出書の記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容と記入者または証明者（被保険者、事業主、医師等）の署名（サイン）が必要となります。
- ・ 事業主からの届出書
事業所所在地、事業所名称ならびに事業主氏名等について、ゴム印の使用をお願いします。
- ・ 被保険者からの届出書
被保険者氏名を自署いただくようお願いします。
- ・ 今後、書式的大幅な変更や、取り扱いの変更等が生じた場合は、改めてお知らせいたします。

3. 届出書の様式

当面は、現在使用している届出書を継続して使用いたします。㊟の記載があっても押印は不要となります。（押印していただいても差し支えありません）

なお、当組合ホームページより取得可能な届出書につきましては、順次、新様式に更新する予定です。

4. 健康保険組合からの問合せ等について

押印廃止にあたり事業主・被保険者の皆さまに内容の確認等を行う場合がございますので、ご了承ください。